

暮らしの「困った…」「分からない…」に相談員が答えます!

令和3年9月29日
中国四国管区行政評価局

10月21日(木) 東広島市で 一日総合相談室を開設!!



行政相談週間(10月18日(月)~24日(日))の取組の一環として、総務省の行政相談制度を広く国民の皆様にご存知いただき、利用していただくため、以下のとおり**一日総合相談室**を開設します。

【日 時】 令和3年10月21日(木) 10:00~15:30

事前予約制：10月1日(金)から予約受付開始(平日8:30~17:15)

申 込 先：電話 082-420-0922 または東広島市市民生活課窓口

【会 場】 東広島芸術文化ホールくらら (西条栄町7番19号)

【参加機関】 計14機関等

中国四国管区行政評価局、広島法務局東広島支局、東広島公証役場、東広島市、東広島市心配ごと相談所、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、宅地建物取引士、行政相談委員

【主 催】 中国四国管区行政評価局、広島県、東広島市

◆ **行政相談とは**

行政などへの苦情や意見、要望を受け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

◆ **一日総合相談室とは**

国、県、市の相談員や弁護士、司法書士、税理士、行政書士などが相談を受け付けます。「どこに相談してよいか分からない」、「いろいろ相談したいけど、時間がない」などといった場合、1か所で様々な分野の相談員に相談することができます。

* 取材される場合は、事前に御連絡ください。



来場をお待ち
しています!

(本件照会先)

中国四国管区行政評価局

総務行政相談部 行政相談課(楠田、岩崎)

電 話 082-228-6173

F A X 082-228-4955

メール : cgk31@soumu. go. jp